

## ○大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年9月29日  
改正 平成20年9月24日

大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年規則第38号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド設置及び管理に関する条例（平成18年条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第2条 条例第7条第1項の規定による許可の申請は、大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド利用許可（兼利用料金減免）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請に対して許可したときは、大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド利用許可（兼利用料金減免承認）書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

（利用の中止又は変更の申請）

第3条 条例第7条第1項の規定による利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその利用を中止し、又は許可された事項を変更しようとするときは、大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド利用中止・変更申請書（様式第3号）に前条第2項の利用許可書を添えて、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請に対して許可したときは、大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド利用中止・変更許可書（様式第4号）を利用者に交付するものとする。

（利用料金の減免）

第4条 条例第10条の規定による減免の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（1）市が主催又は共催する事業に利用する場合 100分の100

（2）その他市長が必要と認めた場合 100分の100以内

2 条例第10条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、申請書を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

（目的外利用の許可）

第5条 市長は、大町市美麻温泉交流施設ぽかぽかランド（以下「ぽかぽかランド」という。）の一部を設置の目的を妨げない限度において、目的外の用途に利用することを許可することができる。

(遵守事項)

第6条 利用者は、ぽかぽかランドの利用に際し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の利用者の妨害又は迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 建物及び付属備品を損傷しないこと。
- (3) 火災及び盗難の防止に努めること。
- (4) 指定管理者の指示に従い、秩序を保持しなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月24日規則第18号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。